

平成 27 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 ア ス ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 田 彰 一 郎
(コード番号：2678 東証一部)

問 合 せ 先

役職・氏名 財務・広報室本部
執行役員 本部長
玉井 継尋
TEL 03-4330-5130

業績条件付募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 19 日、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、下記の通り業績条件付募集新株予約権を発行することを、会社法第 370 条及び当社定款第 27 条（取締役会決議に代わる書面決議）により決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. 業績条件付募集新株予約権の発行の目的及び理由

BtoC 事業の拡大等、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社グループの役職員（取締役、監査役及び従業員）と株主の皆様との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と当社グループの役職員の報酬を連動させることにより、当社グループの結束力をさらに高め、役職員の業績向上への意欲や士気をより一層高め企業価値の増大に資するため、有償にて新株予約権を発行するものであります。

更に今回は、当社グループに新たに 2 社が参画したことから、結束力を高める重要性が、より高まっており、これが発行の大きな理由となっております。

なお、本新株予約権は、「II. 新株予約権の発行要領 3. 新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件」に定める通り、当社の中期経営計画において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能にするものであります。そして、本新株予約権の権利行使の条件として、連結ベースでの EBITDA を過去最高水準以上とする利益目標の達成を盛り込んでおり、当社グループの役職員のコミットメントを一層強めることを目的としております。当社で過去 2 回発行した業績条件付募集新株予約権は、まだ権利行使条件

に達した実績はありませんが、年々条件クリアに近づいており、当社グループの役職員のコミットメントを強めることに寄与しております。

本新株予約権の発行は、平成 27 年 10 月 19 日現在の発行済株式総数に対して最大約 1 % の希薄化が生じる可能性があります。本新株予約権に設定された業績目標が達成されることは、当社グループの企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の数

5,100 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 510,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」という。）が算出した結果を参考に、当該評価結果と同額に決定したものである。また、プルータスは、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成 27 年 10 月 19 日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値 4,460 円/株、株価変動性 41.73%、配当利回り 0.67%、無リスク利率 0.077%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 4,460 円/株、満期までの期間 6 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,460円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「処分前の1株あたりの時価」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、平成28年8月1日から平成34年1月5日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成 28 年 5 月期から平成 32 年 5 月期までのいずれかの期の EBITDA (当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及びソフトウェア償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。) が下記 (a) 乃至 (c) に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合 (以下「行使可能割合」という。) の合計の個数を当該 EBITDA の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、EBITDA を行使の条件として利用するのは、設備投資や M&A などによる影響を受けにくく、長期的な視点で企業価値を評価できる指標であることが理由である。また、行使可能な新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) EBITDA が 145 億円を超過した場合
行使可能割合：60%
 - (b) EBITDA が 160 億円を超過した場合
行使可能割合：20%
 - (c) EBITDA が 275 億円を超過した場合
行使可能割合：20%
- ② 上記①における EBITDA の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき EBITDA の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することができる。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者 (以下「権利承継者」という。) 及びその代表者 (以下「承継者代表者」という。) を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 28 年 1 月 6 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.（3）に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した際に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成28年1月7日
10. 申込期間
平成27年11月9日から平成27年12月7日まで
11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員1,600名に対し5,100個
なお、上記対象となる者の人数は本お知らせ提出時の予定人数であり変動することがある。また、上記割当新株予約権の数は上限の発行数を示したものであり、申込み数等により減少することがある。

以上